

第8期兵庫県障害福祉実施計画 の策定について

兵庫県福祉部障害福祉課

第8期兵庫県障害福祉実施計画の概要

1 法的位置づけ

障害者総合支援法(第89条)、児童福祉法(第33条の22)に基づく法定計画

2 計画期間

令和9年4月～令和12年3月(3年間)

3 目的等

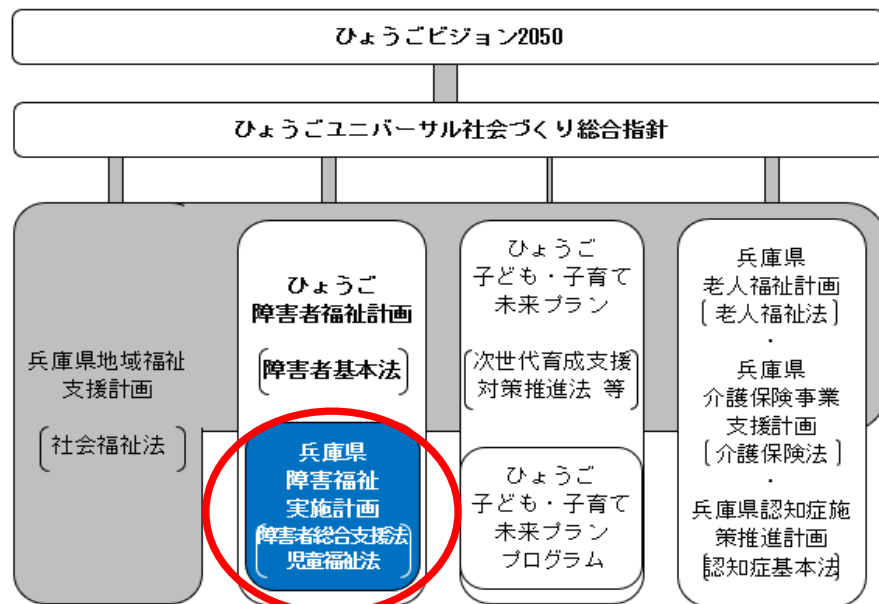
県の障害福祉施策の推進のための理念や基本方針を定めた「ひょうご障害者福祉計画」を実現するための実施計画。障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるように、数値目標や必要見込量等を定める。

(成果目標等は国の基本指針に即しつつ、県独自の指標も設定)

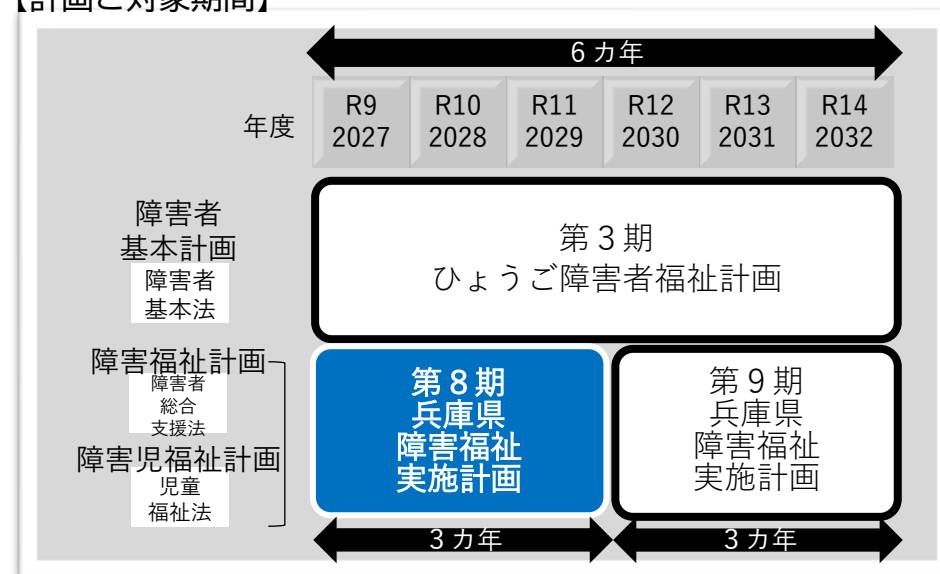
[2つの計画の位置づけ]

名称 (根拠法)	内容	計画期間の根拠
ひょうご障害者福祉計画 (障害者基本法)	障害福祉施策推進のための理念や基本方針	なし
兵庫県障害福祉実施計画 (障害者総合支援法、児童福祉法)	障害者の地域生活や就労等に関する数値目標	国指針

【障害福祉分野の計画体系】



【計画と対象期間】



策定スケジュール案

◎ 全県計画は、兵庫県障害福祉審議会及び兵庫県
障害者自立支援連絡協議会で議論

◎ 圏域計画は、各圏域自立支援協議会で議論

R8. 9. 1 障害福祉審議会（第1回）
・計画骨子案について議論

R8. 9～11月頃 自立支援(連絡)協議会（全県・圏域）
・骨子案、本文案、成果目標・活動
指標の目標値等について議論

R8. 12月頃 障害福祉審議会（第2回）
・計画全文案の提示

R9. 1～2月頃 パブリックコメント

R9. 3月 策定

区分	令和9年度 4月	10月	3月
【1】 全県検討会議 （障害福祉審議会）	（計画検討等）  （パブリックコメント、策定）		
【2】 全県自立支援連絡協議会			
【3】 圏域検討会議 （圏域自立支援協議会） 市町・健福事務所 担当者会議	（圏域計画等検討）   （福祉計画説明）		
【4】 冊子等印刷・配布	（冊子等印刷・配布・HP掲載） 		

第8期 兵庫県障害福祉実施計画 骨子案

計画の全体構成

国の基本指針に即して項目を見直すとともに、成果目標と活動指標の関係が分かりやすくなるよう、一部構成を組替え

第7期	第8期（案）
1 計画の基本的事項 ・経緯、計画の位置付け、計画期間等 2 成果目標 ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ② 精神障害者を地域全体で支える体制の構築 ③ 地域生活支援の充実 ④ 福祉施設から一般就労への移行等 ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 ⑥ 相談支援体制の充実・強化等 ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上 3 活動指標 ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (精神障害者を地域全体で支える体制の構築も含む) ② 地域生活支援の充実 ③ 福祉施設から一般就労への移行等 ④ 発達障害者等に対する支援 ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 ⑥ 相談支援体制の充実・強化等 ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上 4 県地域生活支援事業 5 県独自の率先取組指標 6 障害保健福祉圏域計画	1 計画の基本的事項 ・経緯、計画の位置付け、計画期間等 2 成果目標 ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ② 精神障害者を地域全体で支える体制の構築 ③ 福祉施設から一般就労への移行等 ④ 障害児支援の提供体制の整備等 ⑤ 地域生活支援の充実 ⑥ 相談支援体制の充実・強化等 ⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 ⑧ 障害福祉サービス等の質の向上 3 活動指標 ① 福祉施設等の入所者の地域生活への移行等 ② 精神障害者を地域全体で支える体制の構築 ③ 福祉施設から一般就労への移行等 ④ 発達障害者等に対する支援 ⑤ 高次脳機能障害者に対する支援 ⑥ 障害児支援の提供体制の整備等 ⑦ 地域生活支援の充実 ⑧ 相談支援体制の充実・強化等 ⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 ⑩ 障害福祉サービス等の質の向上 4 県地域生活支援事業 5 県独自の率先取組指標 6 障害保健福祉圏域計画

1 計画の 基本的事項

下記の事項について記載する。

①計画策定の趣旨

②計画の位置づけ

（法的位置づけ、「ひょうご障害者福祉計画」等他計画との関係、計画期間）

③区域の設定

2 成果目標

- 障害者福祉行政を着実に推進していくため、全県レベルでの数値目標を設定
- 各年度における進捗状況を評価し、計画の進展を図る

成果目標① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

● 地域移行者数

(国の基本指針の目標)

令和11年度末時点で、令和7年度末施設入所者数の6%以上が移行

● 施設入所者数

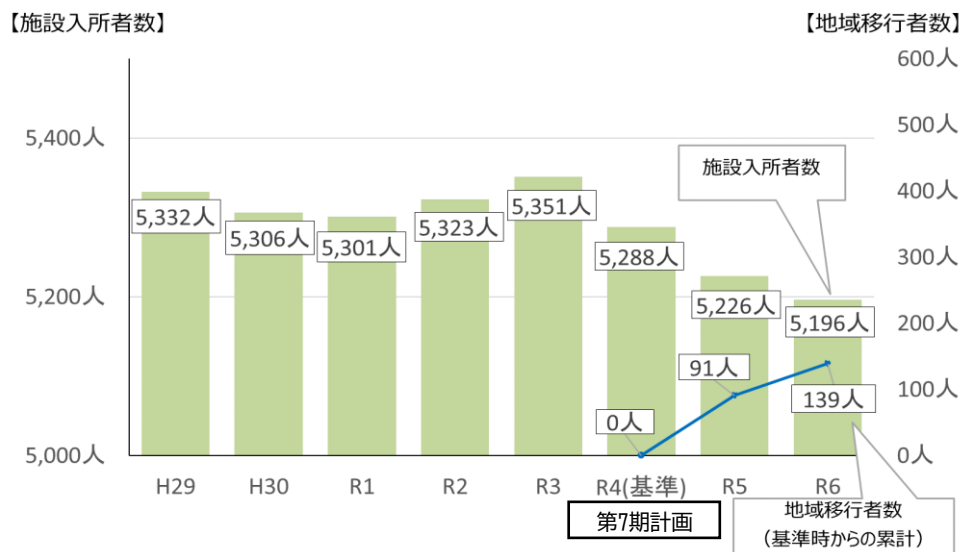
(国の基本指針の目標)

令和11年度末時点の施設入所者数を令和6年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

<県での目標設定の方向性等>

- 国の基本指針の目標を基本としつつ、地域によっては高齢・重度障害のある入所者の地域生活への移行が困難などの課題や実情を踏まえ、令和7年度実績と市町見込数をベースに、目標値を設定する。

【参考：地域移行者数、施設入所者数】



成果目標② 精神障害者を地域全体で支える体制の構築

- 精神病床への30日以上再入院率【新規】
(国の基本指針の目標)
退院後90日時点の再入院率10.3%以下、退院後180日時点の再入院率17.4%以下、退院後365日時点の再入院率25.7%以下(令和11年度末)
- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
(国の基本指針の目標) 319.3日以上(令和11年度末)
- 精神病床における1年以上入院患者数【変更】
(国の基本指針の目標) 国の推計式に基づく値(65歳以上, 65歳未満, 75歳以上, 40歳以上で認知症である者)(令和11年度末)
- 心のサポーター数【新規】
(国の基本指針の目標) 全国で100万人以上(令和15年度末)
- 住民のこころの状態の把握【新規】
(国の基本指針の目標)
住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たり、K6という尺度を活用した評価を行う。

<県での目標設定の方向性等>

- ・ 実績値の算出を国の調査機関が行っている項目もあることから、保健医療計画等との整合も計りつつ、国の基本指針に即した目標設定とする。

成果目標③ 福祉施設から一般就労への移行等（１）

- 一般就労への移行者数

（国の基本指針の目標）

令和11年度中に、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者を、令和6年度実績の1.31倍以上（うち就労移行支援は1.14倍以上、就労継続支援A型は概ね1.52倍以上、就労継続支援B型は概ね1.67倍以上）

- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

（国の基本指針の目標） 全体の5割以上（令和11年度末）

- 就労定着支援事業の利用者数

（国の基本指針の目標） 令和6年度末実績の1.47倍以上（令和11年度末）

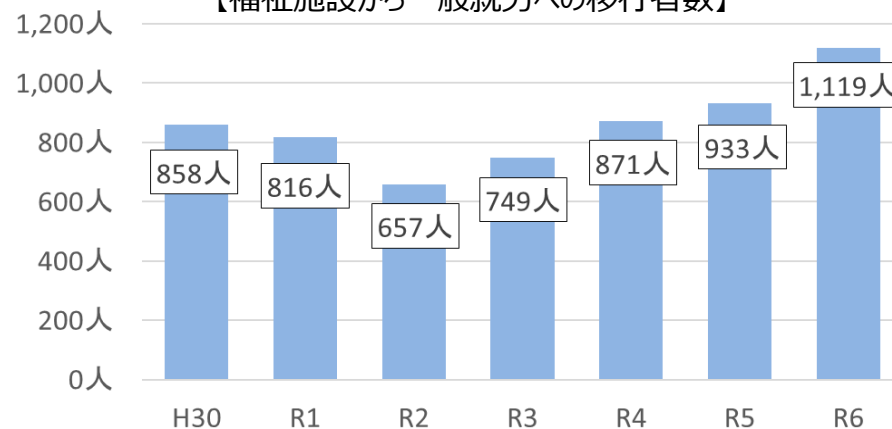
- 就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合

（国の基本指針の目標） 2割5分以上（令和11年度末）

<県での目標設定の方向性等>

- ・ 国の基本指針の目標を基本としつつ、令和7年度実績と市町見込数をベースに、地域の実情を踏まえた目標値を設定する。

【福祉施設から一般就労への移行者数】



成果目標③ 福祉施設から一般就労への移行等（２）

- 就労選択支援事業所の設置 **【新規】**

（国の基本指針の目標）

協議会の設置圏域ごとに１事業所以上設置（令和11年度末）

- 就労選択支援の利用者数 **【新規】**

（国の基本指針の目標）

就労選択支援の利用者が全国で82,000人以上（令和11年度末）

- 県における地域での就労支援ネットワーク強化等のための会議の開催回数

（国の基本指針の目標）

都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める

<県での目標設定の方向性等>

- ・ 協議会の設置は、県内10圏域それぞれにおいて、就労選択支援事業所が1か所以上設置されている状態を達成することを目標とする。
- ・ 就労選択支援の利用者数は、各市町の見込数を踏まえて目標値を設定する。
- ・ 就労支援ネットワーク強化等の会議は年２回の開催を目標とする。

成果目標④ 障害児支援の提供体制の整備等（１）

● 児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保【変更】

（国の基本指針の目標）

令和11年度末までに、各市町村において4つの機能（※）を確保。児童発達支援センター未設置の市町村は同等の機能を有する体制を整備（圏域でも可）

※①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援 ②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション
③地域のインクルージョン推進 ④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

● 保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための（インクルージョン推進のための）協議の場の設置【新規】

（国の基本指針の目標） 令和11年度末までに、各都道府県及び各市町村において設置（圏域でも可）

● 医療的ケア児等支援に係る保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場の設置

（国の基本指針の目標） 令和11年度末までに、各市町村において設置（圏域でも可）

● 重症心身障害児・医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所の確保

（国の基本指針の目標）

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保（圏域でも可） ※居宅訪問型児童発達支援事業所は県独自目標

<県での目標設定の方向性等>

- ・ 国の基本指針の見直しを踏まえて目標を変更（「児童発達支援センターの設置」→「児童発達支援センターにおける中核的な支援機能を確保」へ変更）。各市町において令和11年度末までに確保に努める。
- ・ インクルージョン推進体制のための協議の場は県及び各市町、医療的ケア児支援に係る協議の場は各市町、重症心身障害児・医療的ケア児を支援する事業所の確保は各市町又は各圏域において、令和11年度末までに設置・確保に努める。

成果目標④ 障害児支援の提供体制の整備等（２）

- 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置
（国の基本指針の目標）令和11年度末までに、各都道府県及び指定都市において設置
- 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保 **【新規】**
（国の基本指針の目標）
令和11年度末までに、各市町村において、障害児相談支援を利用していない場合も含め相談支援の体制を確保（圏域でも可）
- 強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備 **【新規】**
（国の基本指針の目標）
令和11年度末までに、都道府県（必要に応じて指定都市）において、強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める（圏域でも可）
- 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築に向けた取組
（国の基本指針の目標）令和11年度末までに各都道府県（必要に応じて指定都市）において取組を進める

<県での目標設定の方向性等>

- ・ 県における障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置、障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保について、令和11年度末までの設置・確保に努める。
- ・ 強度行動障害の状態にある児に関する支援については、各市町の取組状況等を踏まえて目標を設定する。
- ・ 難聴児支援については既に取組んでおり、第8期計画期間も継続して実施する。

成果目標⑤ 地域生活支援の充実

- 全ての日常生活圏を対象とする地域生活支援拠点等の整備 **【変更】**
(国の基本指針の目標) 令和11年度末までに、各市町村において整備（複数市町村による共同整備を含む）
- 支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築の推進の観点から、地域生活支援拠点等の拠点コーディネーター及び地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置
(国の基本指針の目標) 上記のとおり
- 地域生活支援拠点等の支援の実績等を踏まえた運用状況（地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況）を検証及び検討 **【変更】**
(国の基本指針の目標) 年1回以上
- 強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を推進
(国の基本指針の目標) 令和11年度末までに、各市町村において整備（圏域でも可）

<県での目標設定の方向性等>

- 令和11年度末までに、地域生活支援拠点等の全市町（共同設置も可）での整備及び機能充実について目標を設定する。
- 強度行動障害の状態にある者の支援ニーズの把握と支援体制整備の推進は、各市町（又は圏域）で取組むとともに、県においても、県独自に養成した地域の核となる指導施設（スーパーバイザー）を活用しながら、地域の支援力の向上を図る。

成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- 基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備・連携 **【変更】**
(国の基本指針の目標) 令和11年度末までに、各市町村に設置・整備
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域における支援体制の整備に取り組む体制の確保 **【変更】**
(国の基本指針の目標) 上記のとおり
- 相談支援体制の地域診断を行った上での体制の強化 **【新規】**
(国の基本指針の目標) 令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにする

<県での目標設定の方向性等>

- 国の基本指針の見直しを踏まえて目標を変更（「基幹相談支援センターの設置」→「基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備等」へ変更）。11年度末までに、全市町（共同設置等を含む）での基幹相談支援センターの設置と体制強化、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を目標として設定する。
- 令和11年度末までに、協議会における個別事例の検討を通じた地域における支援体制の整備に取り組む体制の確保について、国の基本指針に即し、全市町での実施に努める。
- 相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランゼロを目標として設定する。

成果目標⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- 都道府県における相談支援専門員研修等の実施
(国の基本指針の目標) 上記のとおり
- 人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
(国の基本指針の目標) 各都道府県において設置
- 当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
(国の基本指針の目標) 各都道府県において設置

<県での目標設定の方向性等>

- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施する。
- 令和11年度末までに、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口及び生産性向上や職場環境改善等を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口と協議会の連携を図る。

成果目標⑧ 障害福祉サービス等の質の向上

- 障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築

(国の基本指針の目標)

令和11年度末までに、活動指標に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する

- 障害福祉サービス等情報公開制度における管内事業所の公表率及び更新率 **【新規】**

(国の基本指針の目標)

都道府県、政令市又は中核市における管内事業所情報の公表率及び更新率を100%とすることを基本とする

<県での目標設定の方向性等>

- 国の基本指針では、活動指標として、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有状況、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査結果の共有状況が定められていることから、これらを活動指標として設定し取り組んでいく。
- 令和11年度末までに、障害福祉サービス等情報公開制度における県内の事業所の公表率及び更新率100%を目標として設定する。

3 活動指標

- 成果目標を達成するための各個別事業の実施状況
- 第7期計画の進捗状況を踏まえ、第8期末までに必要な見込量を把握し、事業を着実に実施

区分	活動指標
1 福祉施設の入所者等の地域生活への移行等	<障害福祉サービス等の見込量>
	1 居宅介護の利用者数、利用時間数
	2 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
	3 同行援護の利用者数、利用時間数
	4 行動援護の利用者数、利用時間数
	5 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数、 <u>うち精神障害者の利用者数</u> 、うち重度障害者の利用者数
	6 生活介護の利用者数、利用日数、うち重度障害者の利用者数 <u>※総量規制の実施を含む</u>
	7 自立訓練（機能訓練）の利用者数、利用日数
	8 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数、うち精神障害者の利用者数
	9 自立生活援助の利用者数、うち精神障害者の利用者数
	10 共同生活援助の利用者数、うち精神障害者の利用者数、うち重度障害者の利用者数
	11 計画相談支援の利用者数
	12 地域移行支援の利用者数、うち精神障害者の利用者数
	13 地域定着支援の利用者数、うち精神障害者の利用者数
	14 施設入所支援の利用者数
	<u>15 障害者支援施設における居室の個室化・ユニット化・日中活動の場と住まいの場の分離等の取組割合</u>
	<u>16 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者による地域生活への意向に向けた入所者への支援回数</u>
	17 療養介護の利用者数

※下線部分は新規（以降同様）

※「重度障害者」は、兵庫県計画においては障害支援区分4以上の者と定義し、必要量を見込むこととする

区分	活動指標
1 福祉施設の入所者等の地域生活への移行等	<入所支援等に係る指標>
	18 障害者支援施設の必要入所定員総数
	19 療養介護施設の必要入所定員総数
2 精神障害者を地域全体で支える体制の構築（1 福祉施設の入所者等の地域生活への移行等に記載があるものを除く）	1 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数、開催回数、関係者ごとの参加者数、目標設定及び活動状況の把握・評価の実施回数
	2 心のサポーター養成研修実施回数
	3 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数
	4 精神病床における退院後の行き先別の退院患者数（在宅、障害福祉施設、介護施設）
	5 ピアサポーター活動者数（精神）【県独自指標】
3 福祉施設から一般就労への移行等	<障害福祉サービス等の見込量>
	1 就労選択支援の利用者数
	2 就労移行支援の利用者数、利用日数
	3 就労継続支援（A型、B型）の利用者数、利用日数 ※総量規制の実施を含む
	4 就労定着支援の利用者数
	<一般就労への移行等に係る指標>
	5 障害者に対する職業訓練の受講者数
	6 障害者就業・生活支援センターの支援による就職者数【県独自指標】
	7 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導した福祉施設利用者数

区分	活動指標
4 発達障害者等に対する支援	1 発達障害者支援センターの実施箇所数、相談件数（本人・家族）【県独自指標】
	2 発達障害者支援センター <u>及び発達障害者地域支援マネジャーから</u> 関係機関への助言件数、研修・啓発件数
	3 <u>ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）、実施者数（支援者）</u>
	4 ペアレントメンターの人数
	5 ピアサポートの活動への参加人数（発達障害者等）
	6 発達障害者支援地域協議会の開催回数
<u>5 高次脳機能障害者に対する支援</u>	<u>1 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数</u>
	<u>2 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数</u>
	<u>3 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数</u>
	<u>4 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数</u>
	<u>5 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数</u>
6 障害児支援の提供体制の整備等	<障害福祉サービス等の見込量>
	1 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ※総量規制の実施を含む
	2 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数 ※総量規制の実施を含む
	3 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
	4 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
	5 障害児相談支援の利用児童数
	6 福祉型障害児入所施設の利用児童数
	7 医療型障害児入所施設の利用児童数

区分	活動指標
6 障害児支援の提供体制の整備等	<障害児支援の提供体制の整備等に係る指標>
	8 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数（県）、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（市町）
	9 障害児の相談窓口の設置市町数【県独自指標】
	10 障害児にかかる保育需要（人数）（保育所、認定こども園、地域型保育事業、放課後児童健全育成事業）【県独自指標】
	11 福祉型障害児入所施設の必要入所定員総数
	12 医療型障害児入所施設の必要入所定員総数
7 地域生活支援の充実	1 地域生活支援拠点等の設置箇所数、コーディネーターの配置人数、 <u>支援の実績等を踏まえた運営状況（地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況等）</u> 検証及び検討の実施回数
	2 グループホームの整備（総定員数、うち日中サービス支援型の定員数）【県独自指標】
	3 グループホーム整備における公営（県営、市町営）住宅の活用数【県独自指標】
8 相談支援体制の充実・強化等	<u>1 県におけるアドバイザーの地域の実情に応じた配置の有無及び市町に対する相談支援体制に関する研修等の開催件数（県）</u>
	<u>2 基幹相談支援センターによる主任相談支援専門員の配置数、人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合、協議会の運営への関与の有無</u>
	<u>3 協議会の実施回数、専門部会の設置数・実施回数、地域における支援体制整備等について議題とした数</u>

区分	活動指標
<u>9 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上</u>	1 相談支援従事者研修（初任者・現任・主任）の修了者数
	2 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）の修了者数
	3 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
	4 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者数【県独自指標】
	5 強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）の修了者数【県独自指標】
	<u>6 人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の支援を利用した事業所数</u>
	<u>7 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している指定事業所の割合</u>
10 障害福祉サービス等の質の向上	1 障害者等の権利擁護のための虐待防止研修の受講者数【県独自指標】
	2 障害者等の権利擁護のための虐待防止研修の受講市町数【県独自指標】
	3 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町職員に対して実施する研修の参加人数
	4 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有体制の有無、共有回数
	5 事業者等に対する指導監査結果の関係市町との共有体制の有無、共有回数

4 都道府県地域 生活支援事業

- 県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定める

※地域生活支援事業は、国の実施要綱に基づき、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施する事業

事業名等
1 専門性の高い相談支援事業 (1) 障害者就業・生活支援センター運営事業 (2) 高次脳機能障害支援普及事業
2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 (4) 視覚障害者等のICT指導者養成研修事業
3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業等 (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣調整事業 (4) 失語症向け意思疎通支援者の派遣に係る市町相互間連絡調整事業
4 広域的な支援事業 (1) 相談支援圏域コーディネーターの配置 (2) 自立支援協議会の設置 (3) 地域移行・地域生活支援事業 (4) 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」体制整備事業
5 その他の事業（主なもの） (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業 (2) 障害者ピアサポート研修事業 (3) オストメイト社会適応訓練 (4) 音声機能障害者発生訓練 (5) 障害者スポーツ大会 (6) 兵庫県障害者芸術・文化祭 (7) 身体障害者補助犬事業 (8) 盲人ホーム事業

※発達障害者支援センター運営事業、発達障害者支援地域協議会は活動指標として掲載のため省略

5 その他の 率先取組指標

- ・ユニバーサル社会づくり総合指針、第3期ひょうご障害者福祉計画（令和9年3月策定予定）に基づき取り組む県の独自指標を設定し、取組の強化を図る

<u>【横断的視点】心のバリアフリー</u>
1 「ひと」分野
2 「参加」分野
3 「情報」分野
4 「まち・もの」分野

※第3期ひょうご障害者福祉計画の区分

区分	その他率先取組指標等
<u>【横断的視点】 心のバリアフリー</u>	<u>1 障害者差別解消の推進</u>
1 「ひと」分野	1 交流及び共同学習の一層の充実（特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流率）
	2 ICTの利活用等による特別支援教育の質の向上
	3 自立と社会参加の実現に向けたキャリア教育の充実（県立特別支援学校高等部から一般就労した卒業生の割合）
	4 みんなの声かけ運動の推進（推進員数）
	5 ひきこもり状態にある人への支援（ひきこもり支援団体等ネットワーク加入団体数）
2 「参加」分野	1 県内民間企業における障害者雇用（障害者雇用率）
	2 ひょうごジョブコーチによる支援（支援対象者の定着率）
	3 委託訓練による職業能力の向上（障害者職業能力開発校における委託訓練による就職者数）
	4 障害福祉サービス事業所における月額平均工賃（就労継続支援B型事業所の平均工賃月額）
	5 障害福祉サービス事業所等への優先発注（発注額）
	6 インターネットによるここいろひん(障害福祉サービス事業所で製作された商品)授産商品の販売（販売品目数）
	7 障害者スポーツの充実（障害者スポーツ推進拠点の利用人数）
3 「情報」分野	1 意思疎通支援の推進（県民向け手話講座等の参加者数）
	2 災害時における情報発信システムの普及（聴覚障害者災害時緊急時情報発信システムへのメール登録件数）
	<u>3 AIなど先端技術の適切な活用とリテラシー向上の推進</u>

区分	その他率先取組指標等
4 「まち・もの」分野	1 「親なきあと」を見据えた地域での暮らし支援
	2 ゆずりあい駐車場の登録（登録数）
	3 災害時における要配慮者の支援（個別避難計画に基づく訓練実施市町数）
	4 災害時における要配慮者の支援（福祉避難所数（累計））
	5 兵庫県立障害児者リハビリテーションセンターの運営
	6 精神科初期救急医療体制の充実（精神科初期救急（輪番制）実施圏域）
	7 精神障害者継続支援体制の整備（精神障害者継続支援チームの設置数、地域生活が安定した精神障害者数、精神障害者地域協議会の開催回数、行政・警察・医療連絡会議の開催回数、地域移行・地域定着連絡会議の開催回数）
	8 入院者訪問支援事業

※活動指標や都道府県地域生活支援事業に掲載する事業は除く

6 障害保健福祉 圏域計画

- 障害福祉サービス等を着実に実施していくため、全県レベルに加え、各障害保健福祉圏域単位でも見込量や数値目標を設定
- 圏域ごとの課題や実情を踏まえ、今後の取組方針などについて設定

①圏域の設定

兵庫県保健医療計画・兵庫県老人福祉計画との整合を図り、8圏域とするが、各種データは10圏域（県民局及び県民センターの区域）で整理する。

圏域名		圏域構成市町
神戸		神戸市
阪神	阪神南	尼崎市、西宮市、芦屋市
	阪神北	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨		明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨		西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
播磨姫路	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町
	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町
但馬		豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波		丹波篠山市、丹波市
淡路		洲本市、南あわじ市、淡路市



②計画の内容

下記の5項目を記載することとし、各圏域において、自立支援協議会等の意見を踏まえ作成する。

- (1) 圏域の概要と主な成果目標
- (2) 圏域の指定障害福祉サービス等の見込量
- (3) 圏域の市町地域生活支援事業の見込量
- (4) 圏域における障害福祉サービス等の現状と課題
- (5) 圏域における対策と特徴的な取り組み